

富谷市告示第71号

令和6年度富谷市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を次のように定める。

令和 6年10月 1日

富谷市長 若 生 裕 俊

令和6年度富谷市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達において、障害者就労施設等が提供する物品及び役務に対する受注の機会の拡大を図り、もって障害者就労施設等で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「施行令」という。）で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、富谷市全ての行政組織（以下「適用組織」という。）が発注する物品等の調達とする。

4 調達の基本的な考え方

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性、競争性及び本市の関連する施策等との整合性に留意し調達に努める。ただし、物品等の調達にあたっては、市内の障害者就労施設等を優先し、調達の推進を図るものとする。

5 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる障害者就労施設等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく次に掲げる障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所A型及びB型

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国及び地方公共団体から必要な費用の助成を受けている小規模作業所

- (3) 施行令に基づく事業所

ア 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以

下「障害者雇用促進法」という。)第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所)

イ 重度障害者多数雇用事業所(施行令第1条第2号に規定する次の(ア)から(ウ)を全て満たす事業所)

(ア) 身体障害者, 知的障害者又は精神障害者である労働者の数が5人以上

(イ) 当該事業所の労働者の数に占める障害者である労働者の割合が20%以上

(ウ) 当該事業所の障害者数占める重度身体障害者, 知的障害者及び精神障害者である労働者の割合が30%以上

(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者(在宅において物品の製造, 役務の提供等の業務を自ら行う障害者)

イ 在宅就業支援団体(在宅就業者に対する援助の業務等を行う団体)

(5) 障害者優先調達推進法に基づく共同受注窓口

6 調達の対象となる物品等

本市が調達する物品等のうち, 障害者就労施設等が受注することが可能なものを対象とする。

7 調達目標

令和6年度における障害者就労施設等からの調達見込額の70%程度を目標とする。

令和6年度目標額 1,000,000円

8 調達の推進方法

本方針を推進するため, 次に掲げる取組みを行う。

(1) 保健福祉部地域福祉課は, 富谷市・黒川地域自立支援協議会と連携し, 障害者就労施設等の育成及び対象施設の拡大を図るとともに, 提供可能な物品等についての情報収集を行うこと。

(2) 障害者優先調達推進法及び本方針の周知と啓発を図りながら, 障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を適用組織に対して提供すること。

(3) 障害者就労施設等から調達した実績のある物品等については, 引き続き調達を行うよう働きかけること

(4) 障害者就労施設等に対して, 市の全ての組織がこれまで障害者就労施設等から調達した物品及び役務の情報を提供する等、障害者就労施設等の受注機会の拡大に向けた取組みに努めること。

(5) 障害者就労施設等からの優先調達に当たっては, 事務用消耗品等に限らず, イベント等での啓発用物品や記念品の活用など調達可能な物品等を調達すること。

9 調達方針及び調達実績の公表

(1) 市は, 調達方針を策定し, 又は見直しをしたときは, 本市ホームページ等により公表する。

(2) 市は, 会計年度終了後に調達実績をとりまとめ, 本市ホームページ等により公表する。

10 その他

市は、物品等の調達のほか、障害者就労施設等の庁舎等での物品の販売場所の確保、市及び関係団体が実施するイベント等での販売機会の確保に努めるものとする。

附 則

この告示は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。